

有限会社陸援隊への立入検査において確認された法令違反事項

- ・ 認可を受けずに車庫の新設、廃止を行っていた。
- ・ 発地及び着地のいずれもが営業区域外に存する運送を行っていた。
- ・ 一般旅客自動車運送事業の名義を他人に運送事業のために利用させていた。
- ・ 運転者の過労防止に関する措置が不適切であった。
- ・ 運転者の健康状態の把握が不適切であった。
- ・ 点呼の実施及び実施結果の記録が不適切であった。
- ・ 乗務記録の記録が不適切であった。
- ・ 運行記録計による記録を怠って運行していた事業用自動車があった。
- ・ 運行指示書について、
  - 運行指示書を作成していないものがあった。
  - 運転者に対し、運行指示書による指示をしていなかった。
  - 運転者に運行指示書を携行させていなかった。
  - 運行指示書に記載不備があった。
- ・ 日日雇い入れられる者を事業用自動車の運転者として選任していた。
- ・ 乗務員台帳を作成していない又は乗務員台帳の記載不備があった。
- ・ 運転者に対する輸送の安全確保についての指導監督の実施及び実施結果の記録が不適切であった。
- ・ 初任運転者に対し、国土交通大臣が認定する適性診断を受けさせていなかった。
- ・ 保安基準に適合しない事業用自動車を運行の用に供していた。
- ・ 定期点検整備を確実に実施していない事業用自動車があった。

ほか合計 28 件で違反点数は 81 点以上となる。